

生活保護申請時の扶養照会の廃止を求める声明

第1 声明の趣旨

当会は、保護の実施機関による、生活保護申請時の扶養義務者に対する扶養照会の廃止を求めます。

第2 理由

- 1 従来、生活保護申請に対して保護の開始を決定するにあたり、保護の実施機関から、民法上の扶養義務者に対して、扶養の可能性の照会（以下「扶養照会」といいます）が行われてきました。

この扶養照会について、令和3年3月30日、厚生労働省は、「生活保護問答集について」の一部を改正しました。

改正では、生活保護法（以下「法」といいます）4条2項に「扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」とあることの意味について「実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない」と明記しました（以下「本改正1」といいます）。

また、扶養義務者による扶養の可能性の調査について、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が『扶養義務履行が期待できない者』に該当するか否かという観点から検討を行うべきである」としました（以下「本改正2」といいます）。

- 2 当会は、本改正1は、扶養義務についての法の正しい理解に沿うものと考えます。

また、本改正2も、扶養の可能性について、丁寧な聞き取りをすれば、扶養照会が不要となる場合もあると考えられ、その限りでは評価しうる面はあると考えます。

- 3 しかしながら、当会は、さらに進んで、生活保護申請に際しての扶養照会の廃止を求めます。

生活保護申請に際しての扶養照会は、法で明示的に必要とされているものではありません。

本改正1で示された法の正しい理解に従えば、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものでない」以上、申請時の扶養照

会をする根拠がないことは明らかです。

本改正2も、「扶養義務履行が期待できない」とされる者以外に対しては、原則として扶養照会を行うという点で、結果として扶養照会が行われる範囲は大きくは変わらず、法の正しい理解に沿うものとはいえないと考えられます（扶養義務履行が期待できない者の範囲も、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」で定められており、実施機関の裁量で判断できるわけではありません）。

- 4 扶養照会は、「親族に生活保護を申請していることを知られたくない」という意識から、生活保護申請を断念させる原因となり、保護を受ける権利を侵害するものです。

生活保護の補足率が極めて低いことも、従来から指摘がなされており、扶養照会もその原因の一つである以上、改める必要があります。

とくに、現在のコロナ禍の中で、生活に困窮した場合、親族に知られることなどを心配することなく、保護を受けるべき人が受けられるよう、環境を整えることが強く求められています。

コロナ禍での生活困窮に対しては、住居確保給付金や生活福祉資金の対象拡大などの対策もなされていますが、今後これらの適用期限が切れ、生活保護を申請せざるを得ない人が多数発生すると考えられます。

このような事態に対応するためにも、本改正2のような部分的な改善にとどめるのではなく、早急に扶養照会を廃止することを求めます。

2021年（令和3年）8月19日
千葉県弁護士会 会長 三浦 亜紀